



平成 27 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 日本アセットマーケティング株式会社
 代表者名 代表取締役社長 越塚 孝之
 (コード：8922、東証マザーズ)
 問合せ先 取締役管理本部部長 進藤 陽介
 電話番号 03-5667-8023 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 6 月 8 日の取締役会において、定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

変更の内容につきましては、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 16 期定時株主総会の決議をもって、正式に決定する予定であります。

記

1. 変更の理由

- (1) 現存する新株予約権が今後行使された場合の新株式の発行に備えるとともに、今後の機動的かつ柔軟な資本政策の実現を可能とするため、発行可能株式総数を現行の500,000,000株から1,000,000,000株に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第2項及び第38条第2項の一部を変更するものであります。
- (3) その他、必要な文言の加除、修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線を付した部分は、変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 (省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>500,000,000</u> 株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000,000</u> 株とする。
第 7 条～第 27 条 (省略)	第 7 条～第 27 条 (現行どおり)

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規則</u>による。</p> <p>第30条～第37条 (省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>第40条～第44条 (省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める<u>取締役会規程</u>による。</p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会で定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第40条～第44条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日 (水) 予定
定款変更の効力発生日 平成27年6月24日 (水) 予定

以上